第 2735 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 3月 7日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 組合事業による損失規制

Q: 今年度の税制改正で、いわゆる組合 方式によるリース事業の損失規制が行われる そうですが、どのようになるのですか?

A: 個人は不動産所得の特例措置で、法人は組合事業に係る損失がある場合の課税の特例で規制されることとなります。

【解説】

この2月4日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会へ提出されました。

このうち、いわゆる組合方式によるリース 事業などで生じた損失に対する規制について は、次のような内容になっています。

① 個人に対する取扱い

個人については、これまでリース事業により生じた損失を不動産所得の損失として、他の所得と損益通算し、納税額を圧縮する節税策が講じられていましたが、「特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例」の創設により、組合事業による不動産所得の損失は生じなかったものとする措置が平成18年分より採られることとなります。

② 法人に対する取扱い

法人が組合員であるものについては、「組合事業に係る損失がある場合の課税の特例」において、組合債務を弁済する責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、組合損失額のうち出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額を損金に算入しないとし、組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれる場合には、損失額の全額を損金に算入しないとする規制がかけられています。







